

「安全計画基本方針」

- ① 命と尊厳を守るため事業所ごとに安全計画を策定する
- ② 施設利用時、及び日常生活において、多様な危険を的確に捉え、利用者の安全を守るために、実践的な職員研修を実施する
- ③ 利用者が施設利用時、及び日常生活において、自らの安全を守る行動をとるために、安全に関する指導を定期的に行う
- ④ 安全に関する取り組みの内容等を保護者に周知する
- ⑤ 職員が役割分担等を確認できるマニュアルを作成し、緊急な対応が必要になった際には、当該計画に従い措置を講じる
- ⑥ 安全計画は、必要に応じて随時見直しを行い、変更する

本事業所は、障害児通所支援事業所として、利用する幼児、児童とその保護者、及び職員の身体と心の健康と安全を継続的に確保するために、令和 5 年 10 月に安全計画委員会を発足し、「安全計画基本方針」を策定した。

本事業所の安全計画委員会で定めた以下の「安全計画基本方針」は、令和 6 年 4 月より遵守するために、正規職員だけではなく非常勤職員にも周知していく。